

財務省告示第三百八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年七月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十八
回）
二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営
の法律及びそのための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十八年法律第十一号）及び財
政十一号）第二条第一項及び財政
融資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法
の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七		
イ 一	発	振 額 最	二	八 口	イ 払	二
価 発	行 行	替 額 低	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	札 非 入 価	行 争 非 者 特 国
格 行 行	行 行	替 額 面	入 札 格 第 参 加 場	入 札 格 第 参 加 場	札 競 争 入 行 争	入 札 競 争 入 行 争
競 価	格 日	金	札 競	札 競	入 行 争	札 競
争 格	日	金	札 競	札 競	入 行 争	札 競
額	平	五	千	円	一	千
面	成	万	五	千	兆	五
金	十	円	百	六	八	百
額	八		九	百	千	九
百	年		十	円	百	十
円	七		七	十	億	六
に	月		億	三	二	億
つ	二		千	億	千	十
き	十		百	千	二	億
百	五		七	六	百	四
円	日		十	百	十	千
六			二	三	八	六
銭			万	十	万	九
以				四	六	
				万	九	

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と

す。整数倍の金額によるものと

国債整理基金特別会計法第五条
 第一項の規定に基づき発行した
 利付国債に付いて、額面金額で
 千五百九十六億円

円
 千六十三億千六百三十四万
 千三百四十二千二百五十八万六
 千九百四十四億二千二百五十八万六

千五百九十七億千七百七十二万円

最低額面金

払込金額

二

八

口

七

二

十 十
イ 一

発
行 行
格 日
競 争

九 八

振 額 最
替 単 位

行 争 非 者 特 国

行 争 非 者 特 国

札 非 入 価

入 札 競 争

行 争 非 者 特 国

十四 初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

平成二十三年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十八年七月二十五日